

令和7年度 第5回江津市農業委員会総会

日時：令和7年8月20日(水) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 第3 報告 第2号 農用地利用集積等促進計画について
- 第4 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 第6 議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
- 第7 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 4番 原田和徳 5番 山本秀彦  
6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子 9番 深野政勝  
10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（8名）

壺岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温  
湯浅憲昭、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和7年度、第5回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長の挨拶の後、議事進行をよろしくをお願いします。

会長 おはようございます。本日から階本推進委員が病気から回復して出席しています。健康を回復されたことをとてもうれしく思います。誠におめでとうございます。さて、今年は、全国的に猛暑日が続いておりまして、渇水や高温被害など、甚大な自然災害と言われていますが、盆前には集中的に雨が降り、全国的な渇水事情が解消されたとのことでした。しかし、盆明けからまた猛暑日と

なり、今後も長期的に暑い日が続いて、11月くらいまでは半袖で過ごせる気候ではないかと言われていています。また、台風12号も発生すると予報が出ており、進路を心配していますが、猛暑、豪雨、濁水等の悪循環が懸念されるところです。こうした状況の中、農業委員・推進委員の皆さんには、農地利用状況調査ならびに荒廃農地の発生・解消状況調査をお願いしています。農地パトロールは、農地の利用促進するための情報収集目的とされており、地域の農地利用の確認・有休農地の実態把握、違反転用の発生防止・早期発見の3点を重点としています。また、調査実施にあたり、地域住民の安心を確保するとともに農業委員会活動の見える化を推進するために、農業委員会の帽子や腕章等を着用して実施するように言われています。以前とは暑さが違うように感じられますので、できるだけ暑い中での作業は避け、十分に水分補給を行って体調管理をしながら、パトロールを実施していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 総会を始める前に階本推進委員からご挨拶がありますのでよろしくお願いいたします。

階本推進委員 総会には6ヶ月間の長期に亘って出席できませんでした。体調崩して入院しておりました。先日、退院しましたが、長期入院で足腰が非常に弱っています。現在は、自動車の運転ができず、送迎がないと外出もままならない状態です。投薬等を行いながら、頑張って任期を全うしたいと頑張っています。皆さんには、大変ご迷惑をお掛けしました。申し訳ありませんでした。

会長 ありがとうございました。

会長 それでは、ただいまより、令和7年度、第5回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、野田推進委員、井上推進委員、崎谷推進委員から欠席の連絡が入っています。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程より進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いをいたします。

会長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会長 ご了解をいただきましたので、3番 二本木委員、4番 原田委員 を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

会 長 日程第2報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題と致します。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、今月は関係部署からの報告文書が無かったため、来月の報告となる予定です。したがって、今回の報告議案はございません。以上です。

会 長 今回の議案はなく、来月に提案されるという事でよろしくをお願いいたします。

農用地利用集積等促進計画（貸借）について

会 長 日程第3、報告第2号「農用地利用集積等促進計画報告について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第2号「農用地利用集積等促進計画報告について」です。令和7年8月公告の権利移転分です。権利の移転は、従前の貸借計画の内容をそのまま引き継いで、耕作者の変更ということです。今回は4件ございます。権利の移転をする者、受ける者は、全件同一です。1番です。農地の所在は、波積町本郷●●●番、地目は田、面積は●●●●㎡です。権利の移転をする者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。権利の移転を受ける者は、●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●です。貸借期間は令和4年9月1日から令和14年12月31日の10年3カ月です。貸借期間の始期が遡っているのは、先ほど申しました通り、期間を引き継いで担い手の変更という理由です。賃借料は10aあたり●●●●です。2番です。波積町本郷●●●番、地目は田、面積は●●●●㎡です。権利の移転をする者、受ける者は同一ですので割愛させていただきます。期間も同一です。賃借料だけ違います。2番は10aあたり●●●●です。3番です。波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡です。賃借料が10aあたり●●●●kgです。4番です。波積町本郷●●●番、地目は田、面積は●●●●㎡です。賃借料が10aあたり●●●●です。以上です。次の頁から位置図が添付してありますのでご一読ください。

会 長 ただいま事務局から報告がありましたが、ご質問はありませんか。

6番委員 担当地域なので確認させてください。賃借料が筆ごとに、耕作者は一緒に

筆ごとに違うのですが、何か理由が。

事務局 その筆ごとに、●●●●を●●というような契約をしておられるようで10aあたりに換算すると費用が微妙に違ってくるということです。以上です。

6番委員 4番目は●●●●になっていますが・・・。

事務局 その番号ごとに所有者が違ってまして、それを含めてです。

本多推進委員 田の等級が違うからでないですか？

事務局 等級によって金額を変えるということは指導もしていませんし、規定もないので、本人さんたちの契約のとおりです。換算だけだと思いますが本多委員の言われたように圃場によって状況が違うために加味されている契約なのかもしれません。その他の情報は聞いていませんので、これ以上のことは申し上げられません。

階本推進委員 確認したいのですが、耕作者で申請がでていますよね、権利の移転者。土地の所有者は関係ないのですか。

事務局 最初に申しました通り、耕作者の●●さんと地権者の●●●さんで中間管理事業での契約を行っており、所有者はそのままで、耕作者の権利を移転という届出です。したがって、今回は地権者の記述が届出には出てきません。

階本推進委員 賃借料は耕作者に払うわけですか。所有者じゃないのですか？

事務局 賃借料の受け取りは所有者です。以前に契約した内容を継承している状況なので、耕作者だけが変更になっているということです。

大賀局長 公社と所有者が契約しているのはそのままです。公社が貸し出すのが●●さんから●●さんに変更になる。耕作者の変更です。

会 長 いずれにしても、この3倍の賃料は違和感があり、●●さんは新規就農の方なので、状況を確認する必要がありますが、当人の契約において、我々がどうこう言うことではないです。よろしくお願いします。

会 長 他にございませんか。

会 長 質問がないようですので、報告の通り、「農用地利用集積等促進計画について」はご了承願います。

農地法 第3条

《 浅利町 》

会 長 次に、日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請



《 桜江町坂本 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2番です。農地の所在は、桜江町坂本●●●●番●●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●●区●●●丁目●番●の●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。状況的には、以前から管理を依頼されていた農地について、改めて所有権の移転を行なうというものです。対価は無償です。

会 長 それでは、山田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 位置図2頁です。桜江大橋から国道261号線を川本方面に進み、大貫橋、川越橋を通り過ぎて約●●km地点の●●に位置している農地です。●●地区の堤防の嵩上げがされている区域で、現在まで近隣に居住している方に管理を依頼していたようです。譲渡人が帰郷できなくなったので弟である譲受人に譲渡することとなったようです。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2」については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 3番です。農地の所在は、敬川町●●●●番●●、地目は畑、面積は●●●㎡、です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。譲受

人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。以前から譲受人が借りていた農地で、改めて所有権移転を行なうということでした。対価は10aあたり●●●円です。

会 長        それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員      位置図3頁です。二宮町神主と敬川町の境付近の農地です。山陰本線の二宮踏切から●●へ約●●m進み、●●し約●●m進むと申請地があります。位置的には、●●●●●●●●●●の●●に位置します。申請地は宅地の中の土地で、四方がブロック等で仕切っていました。花や野菜が植えてあり、手入れがしてありましたので、特に問題はないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

会 長        ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

階本推進委員    以前から借りて耕作していた農地の所有権移転を行なうということですが、貸借契約はどのようなのですか。最初に貸借契約をしているはずですよ。ただ単純に田や畑を貸してくださいと口約束をして、作柄が良いから購入するということなのですか？

事務局        詳細は不明ですが、以前から借りていたという届は確認できていません。本人同士の約束で無許可での貸借を行っていたということです。今回、改めて、以前から借りていた農地の所有権を移転するという状況です。

階本推進委員    無許可で借りていた農地の状態が良いから、初めて届出を提出するという事は構わないのか、絶対許されるものではないと思うのだが・・・

事務局        農地の貸し借りをを行う場合は貸借契約を結ぶのが正当な方法ですが、中には、口約束で耕作するという例が往々にして存在するというご理解いただきたいと思います。本人同士の了解のもと耕作をしていた農地の所有権移転を行ったということです。

階本推進委員    それは解ります。当人同士の口約束で、野菜を作るから、農地を少し貸してくれと依頼して了承するという例は沢山あると思うのです。しかし、大前提として農業委員会へ貸借の届出が必要だと思います。たとえ小規模な農地であっても、きちんと申請しなくてはならず、当人の了承を得て耕作している場合でも違法ですよ。

事務局        そうですね、法的に解すれば、面積の大小にかかわらず貸借契約を締結し

て委員会に届出を行うのが正当な方法だと思います。

階本推進委員 罰金はないのですか？

事務局 ありません。

階本推進委員 貸借関連で不具合が生じてマスコミが騒ぐようなことが絶対にないとも言えない。現実問題として少し不安がある。

事務局 貸し借りに関して、当人同士は了承のもとで契約なしに貸し借りをを行い、不利益を生じた場合に訴訟ということは起こり得ることでありますが、契約締結をしていないという罰金はありません。マスコミ等が取り上げて訴訟が起きたことが記事になる場合には、双方でお話をしていただきたいと思います。

階本推進委員 10年か15年前に年配の人が、書類を持ってきて、この農地とその農地はこういう契約をしておりますと言って提示しました。委員会では未確認だが、契約書は確かにありました。どの様に理解すれば良いのかと思います。

事務局 本人同士の貸借契約は自分たちで締結するというのは、民法上は正しい方法だと思います。しかし、農地法上での取り扱いになってくると、農業委員会に届出をして承認されなければ正当な貸し借りにはなりません。

会長 よろしいでしょうか。ほかにご質問はございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の3」については、可決されました。

《 桜江町谷住郷 》

会長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の4について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 4番です。農地の所在は、桜江町谷住郷●●●●番、地目は田、面積は●●●●㎡です。譲渡人は●●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●●●●番地●●です。本件も以前から借り入れて耕作を行っていた農地について、改めて所有権移転を行なうものです。対価は10aあたり●●●●円です。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5 番委員 位置図4頁です。場所は261号線沿いにある谷住郷の●●●●●●●●●●  
付近の下の原にある圃場整備してある団地化した農地の●●●●の区画で  
す。ずいぶん前から譲受人が依頼を受けて耕作していたとのことですが、あ  
らためて所有権移転の話が成立したそうです。よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問  
等ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決する  
ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申  
請の4」については、可決されました。

#### 《 都野津町 》

会 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の5につ  
いて」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から  
調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 5番です。農地の所在は、都野津町●●●●番●、地目は畑、面積は●●  
●m<sup>2</sup>です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。譲受人  
は●●●●●さん、●●市●●●町●●●●番地です。対価は10aあたり  
●●●●円です。状況としましては、申請地の隣接地が宅地であり、宅地購  
入に併せて隣接の農地を取得して家庭菜園を行うとのこと。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図5頁です。上部中央に至江津と記載のあるのが、国道9号線都野  
津●●●●です。●●●●●●●●●●に入り●●に進むと●●方面に接続しま  
す。交差点から約●●●m直進すると付近に●●●●●●●●●●があり、県道沿い  
の右側には、●●●●●●●●●●があります。申請地はその隣接地です。宅地  
と併せて購入して野菜を植えるという本人の意向です。問題はないと思いま  
すのでよろしく申し上げます。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問

等ございませんか。

階本推進委員 確認ですが、土地代が高くないですか？この畑が●●●●円位の取引価格のようですが、都野津町ではこの金額が通常の相場なのですか？

9 番委員 都野津町内でも●●●●●に沿ったところで宅地並みという価格となっているのではないかと思います。以上です。

4 番委員 確かに深野委員が言われるように、宅地並みの価格のわけですが、農地ですよね。農地で税務課が出している課税標準額がこのくらいの価格になっているのですか。今までの案件を見ていると、浅利や桜江での金額とずいぶん違いますよね。都野津町の住宅街だから高いとは思いますが、農地が宅地並みで●●●もするのですか？

事務局 売買価格というのはこちらから関与するわけではないのですが、参考になるのは農地の評価額で、区画整理された区域の●●●という条件では、宅地並みの雑種地課税となっていると思われます。農地として土地の契約を行うということではありますが、実勢単価は宅地並みで取引される可能性が高く、この金額になっていると思われます。

会 長 よろしいでしょうか。

4 番委員 これは3条の申請ですよ。農地として使われるわけですよ。

事務局 当然、農地として使うという申請です。

4 番委員 現状は、区画整理された宅地並みところなので、農地として使うにしても、価格的には条件の良い宅地並みでの取引だったのかな。

事務局 おそらくそういう取引であったと思われます。農地として作物を植えて税務課に課税の変更申請を行えば農地の課税になると思われます。

4 番委員 5条で申請したほうがいいのではないのですか。

事務局 ●●●●隣の区画はすでに宅地で登記されて住宅を建てることとなっており、申請地は畑として利用するとのことでした。

4 番委員 ちょっと一般常識で考えられない。本人は納得しているのでしょうか？

事務局 現地を見て申請地だけ畑というのは不自然と思われる状況だったので、届を提出した行政書士にも確認しました。隣接の宅地に家を建ててから間違いなく季節の野菜を作付けるという確認がとれています。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにご質問はございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の5」については、可決されました。

農地法 第5条

《 桜江町長谷 》

会 長 次に日程第5、議案第2号、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第5条第1項6号の規定による届出です。この1項6号というのは一時転用です。1番です。農地の所在は、桜江町長谷●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡です。貸付人は●●●●●さん、●●市●●町●●●●●番地です。借受人は、●●●●● ●●●● ●●●●、●●市●●町●●●●●番地●●です。転用目的は仮設の事務所の設置で、転用期間は2年で無償です。この申請地ですが、以前に地形変更の届け出があった農地で、耕土は別の場所に保管しておいて事業完了後に畑に復元するとのことでした。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番委員 位置図6頁です。19日8時から●●●●の担当者及び湯浅推進委員と一緒に現場確認を行いました。場所は、●●●●から●●方面へ約●●●m進み三叉路を●●●●●●に入って道なりに進んで●●●●●との●●●●付近です。現場の状況ですが、碎石が敷いてありました。●●●●の担当者に聞いたところ、測量して隣接地との間にロープで柵をすることでした。ここへ仮設の事務所を建てるということでした。詳細は、湯浅推進委員がご存じなので、よろしくお願いします。

湯浅推進委員 田代委員及び●●●●の担当者と一緒に現場を見ました。指摘した点は、測量を行って、隣の土地との境界を正確に把握し、柵を設置して越境しない



●●●●、井沢町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、井沢町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、井沢町●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、井沢町●●●番●、地目は畑、面積は●●㎡、井沢町●●●番、地目は畑、面積は●●●●㎡、井沢町●●●番●、地目は畑、面積は●●㎡、井沢町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、井沢町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、井沢町●●●番、地目は畑、面積は●●●●㎡、井沢町●●●番、地目は田、面積は誤記載がありましたので●●●●㎡に修正してください。井沢町●●●番●、地目は畑、●●㎡、井沢町●●●番、登記は山林、地目は畑、面積は●●●●㎡、井沢町●●●番●、登記は畑、現況は山林、面積は●●●㎡、井沢町●●●番●、地目は畑、面積は●●㎡です。申請者は、●●●●代表相続人●●●●ん、●●市●●●町●●●●番地●です。状況としましては、地形条件や周辺の荒廃状況等によって管理が難しくなってきたことに加えて、高齢で通い耕作が困難になったとのことでした。今後、相続登記を行うにあたって、現況に合わせて地目変更を行いたいということでの非農地証明の申請です。2番です。井沢町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡です。申請人は●●●●代表相続人●●●●さん、●●市●●●町●●●●番地●です。状況は、1番と同様です。3番です。井沢町●●●番、地目は田、面積は●●●●㎡、井沢町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、井沢町●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は●●●●㎡、井沢町●●●番●、登記は畑、現況は原野、面積は●●●●㎡です。所有者は●●●●代表相続人●●●●、●●市●●●町●●●●番地●です。状況は同様です。以上です。

会 長        それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8番委員     地図7頁をご覧ください。今回、●●●●さんから井沢町の23筆の非農地証明願が提出されておりまして、申請地は一団地ではなく飛び地になっています。多くは●●●●●●●●●●沿いに位置しています。位置図はAからF区域の6枚に分けてあって、桜江町長谷と井沢町の●●●●付近で●●●●沿いがABC区域で18筆あります。江津寄りに●●●●●●●●との●●●●があり、●●●●方面の●●●●沿いに●●●●番●、●●●●番●があり、川の対岸に●●●●番、●●●●番があります。さらに奥まって多少離れた箇所に●●●●番があります。8頁から10頁まで11枚の地図や写真が添付してありますので、ご確認ください。

ださい。19日に野田推進委員と現地を確認し、申請人に状況をお聞きしたところ、高齢のため通い耕作は困難で、かつ周辺農地も含めて離農が進み、鳥獣対策等を考慮すると耕地への復旧や管理は困難であり、非農地証明は止むを得ないと判断します。ご審議をお願いします。

会 長 この案件は、野田推進員にも報告をいただきたいところですが、今日急遽お休みと聞いております。事務局からなにか補足ございますか。

事務局 事務局も確認を行っていますが、和田委員の報告のとおりです。また、野田推進委員からは和田委員と同行して確認をした結果、非農地として認識し、もう耕地には戻せないと思われるという報告を受けております。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

湯浅推進委員 地図に記載のある地番ですが、井沢町●●●番と書いてあります。申請書は枝番が付いています。どちらが正しいのですか。

事務局 枝番が付いているのが正しいです。訂正をお願いいたします。

湯浅推進委員 地図が違うということですね。

事務局 はい、申し訳ございません。

壱岐推進委員 1番の6頁の1番上、上から4行目に登記簿が山林と記述があります。登記簿が山林なのになぜ農地になっているのですか。

事務局 登記簿が山林で、農地として利用にしていた経緯があり、農地台帳に記載があるという事です。法的には、元々が山林ですから非農地証明の必要はないのですが、農地台帳に記載があり、一連の農地として取り扱っているという観点からの非農地証明の交付申請です。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明の1、2、3について」は、証明するに決しました。

《 跡市町 》

会 長 次に議案第 3 号、「非農地証明の 4 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 4番です。農地の所在は、跡市町●●●番、登記は田、現況は原野、面積は●●●㎡、跡市町●●●番、登記は畑、現況は原野、面積は●●●㎡、跡市町●●●番●、登記は田、現況は原野、面積は●●㎡です。申請者は●●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。事由は、平成 17 年月日不詳から耕作が出来ず原野化していることに加えて、対岸からの耕作道も荒廃して入ることも難しく、管理ができなくなったことで、現状に合わせた地目変更登記を行うために交付申請を行ったとのことです。以上です。

会 長 それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

8 番委員 地図 11 頁をご覧ください。跡市町地内の県道●●●●●と県道●●●●●の●●●●から●●方面へ道なりに約●●●m 進んだ●●が申請地です。8 月 16 日に野田推進委員と現地を確認し、申請人の●●さんから説明を受けました。河川には、コンクリート護岸が施行されていますが、対岸に渡る橋がありません。以前は梯子等を使って渡り、耕作は人力のみで作付けていたそうです。高齢になったことに加えて、平成 25 年の豪雨災害でごみが堆積したことにより、農地復旧が難しくなったために耕作を断念したとのことでした。現地確認の結果、申請地への耕作道が無く、樹木も繁茂しているため、耕作することは難しく非農地証明は止むを得ないと野田さんと共通認識しました。ご審議をお願いします。

会 長 野田推進委員はお休みですので、事務局の補足なにかございますか。

事務局 補足はございません。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「非農地証明の 4 について」は、証明する

ことに決しました。

《 波積町本郷 》

会 長 次に議案第 3 号、「非農地証明の 5 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員並びに吉岐推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 5 番です。農地の所在は、波積町本郷●●●番、登記は畑、現況は山林、面積は●●●●㎡、波積町本郷●●●番●、登記は畑、現況は山林、面積は●●●㎡、波積町本郷●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、波積町本郷●●●番●、登記は田、現況は山林、面積は●●●㎡です。申請人は●●●●さん、●●●市●●町●●●番地●●です。状況としましては、昭和 49 年夏頃に父親が亡くなったことに伴って耕作できなくなった。周辺は山林に浸食されて林地化している状況で、現況に合わせて地目変更登記を行うための非農地証明交付申請ということです。以上です。

会 長 それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番委員 地図 13 頁と 14 頁をご覧ください。●●さんの自宅は、13 頁の下の部分で、平坦地にあります。付近は、県事業での区画整理区域で、現在は耕作していない●●さんの管理区域や隣接の●●さんが水稻を作付けている区域があります。申請地は少し離れた山林に近い箇所農地で 5 筆あります。16 日に吉岐推進委員さんと現地を確認しました。写真で白い家が●●さん宅で、14 頁の写真は、その周辺から撮影されたものだと思います。●●●番、●●●番●、●●●番●の 3 か所は既に山林になっていまして、●●●番と●●●番●は水が流れていて、以前はこの水路を利用した田であったと思われますが、現状は田として機能していないという認識でいいと思います。私からは以上です。申請のとおりだと思います。

会 長 はい、続いて吉岐推進委員のから報告をお願いいたします。

吉岐推進委員 場所は田中委員さんから報告のありました波積町地域コミュニティセンターから●●●沿いに●km 進んだ行き止まり区域の農地です。右側の写真の手前側が田であったと思われますが、中に入れるような状況ではありませんでした。左下の写真の手前側は圃場整備した田であって、奥の山側

が申請部分です。右側の写真ですが、撮影位置と現地の確認はできました。耕作地に復元は難しく非農地の判断が妥当だと思っております。よろしくお願いたします。

会 長 　　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　　挙手全員と認めます。よって、「非農地証明の5について」は、証明することに決しました。

#### その他

会 長 　　次に、日程第 7、その他の総会に諮るべき事案について、事務局からなにかございますか。

事務局 　　ございません。

会 長 　　その他について、皆さんからなにかございますか。よろしいでしょうか。

〔 「なし」 〕

会 長 　　それでは、以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 7 年度、第 5 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回開催は、9 月 22 日 月曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いのないように、よろしくお願いたします。

〔 閉会 午前 11 時 00 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員